

憲法改悪に反対する決議

時事通信が昨年12月に実施した世論調査によると、改憲の発議を今年1月召集の通常国会で行うべきかどうかについて、「反対」が68.4%と7割近くになり、「賛成」の20.9%を大きく上回っています。

安倍首相は、憲法に自衛隊を明記する9条改憲に乗り出しています。「前項の規定は自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない」（自民党案）という、自衛隊の存在を合憲化する項目を加えるということは、「後からできた法は、前からある法に優先する」という法律の一般原則から見ても、自衛隊を現行憲法9条1項・2項の例外として、「戦争放棄」自体の否定に道を開くことを意味しています。

合憲化される自衛隊は、2015年制定の安保法制によって、集団的自衛権行使や他国軍への「後方支援」の権限を付与された自衛隊です。決して、「災害復旧」「専守防衛」の自衛隊の合憲化ではありません。

9条3項の追加をきっかけに、軍法会議や緊急事態条項の提起にまで及ぶことは必至です。

すでに安倍政権は、北朝鮮とアメリカの対立と緊張が激しさを増す中で、安保法制によって新設された自衛隊法95条2による「米艦防護」の「任務」をアメリカ側の要請を受けて自衛艦に付与し、太平洋上で自衛艦を米艦と並航させています。自衛艦の行動が米軍の軍事作戦に対応したものであれば、状況から判断して北朝鮮に対する「武力による威嚇」に他ならず、国連憲章2条4「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」、および日本国憲法9条1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」に違反する危険極まりない軍事行動です。

このことは、安保法制が憲法9条に違反するだけでなく、アジアの平和にとって役立つどころか戦争の引き金になりかねない危険なものであることを示しています。

いま変えるべきは、世界に冠たる日本の平和憲法ではなく、憲法で政府の活動をしばる立憲主義を乱暴に破壊している安倍政治です。

安倍政権による9条改憲を許さず、憲法を生かすため、全国市民アクションが進めている「3000万人署名」など、国会での改憲発議を阻止する世論と運動を広げるため、全力でたたかいます。

以上、決議する。

2018年1月28日

全国金融労働組合連合会第12回中央委員会